

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付け総務省自治財政局
公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)(抄)

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

第1. 公営企業の経営についての基本的な考え方

2 公営企業の経営のあり方の検討と公営企業会計の適用促進

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。

事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある。

第2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を企業ごとに策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが強く求められる。

3 効率化・経営健全化の取組

(2) 広域化や民間の資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

① 広域化の推進

公営企業における経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業の広域化や統合等の推進について取り組むこと。

② 民間の資金・ノウハウの活用等の推進

地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PPP/PFI(注)、民間委託等の手法により実施することが適当な事業・事務については、地方公共団体、公営企業による適切な管理監督のもとで、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討すること。

(注) 公共施設等運営権方式(いわゆるコンセッション方式)を含めたものとしている。

※ 事業別の事項については、本通知の「第3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項」に記載されている。

※ 参考 URL : http://www.soumu.go.jp/main_content/000312922.pdf